

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅸ 資金移動業者・特定信託会社の検査・監督に係る事務処理上の留意点	Ⅸ 資金移動業者・特定信託会社の検査・監督に係る事務処理上の留意点
Ⅸ－２ 諸手続	Ⅸ－２ 諸手続
Ⅸ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等 資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。	Ⅸ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等 資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。
(１)・(２) [略]	(１)・(２) [略]
(３) 登録の申請の処理 ①・② [略] ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、 <u>資産運用・保険監督局長</u> に対して別紙様式３による資金移動業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。	(３) 登録の申請の処理 ①・② [略] ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、 <u>総合政策局長</u> に対して別紙様式３による資金移動業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。
(４)～(９) [略]	(４)～(９) [略]
Ⅸ－９ 行政処分の連絡 特定資金移動業については法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用される場合を含み、下記(２)から(４)までの事項を適宜読み替えて適用するものとする。	Ⅸ－９ 行政処分の連絡 特定資金移動業については法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用される場合を含み、下記(２)から(４)までの事項を適宜読み替えて適用するものとする。

改 正 後	現 行
(1) 登録を拒否した場合（法第 40 条） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して別紙様式 3 による登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (2) ～ (4) [略] 別紙様式 3（ひな型）（日本産業規格 A 4） 文書番号 年 月 日 <u>資産運用・保険監督局長殿</u> 財務（支）局長 資金移動業登録申請者の登録の拒否について [略]	(1) 登録を拒否した場合（法第 40 条） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u>に対して別紙様式 3 による登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (2) ～ (4) [略] 別紙様式 3（ひな型）（日本産業規格 A 4） 文書番号 年 月 日 <u>総合政策局長殿</u> 財務（支）局長 資金移動業登録申請者の登録の拒否について [略]